

武雄市告示第114号

武雄市宿泊施設魅力向上支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月18日

武雄市長 小松 政

### 武雄市宿泊施設魅力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宿泊施設等の魅力向上を図り、本市の観光ブランドの向上につなげることを目的として、本市において宿泊施設等の整備（以下「補助事業」という。）を行った者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業のための施設（その施設を主として異性を同伴する客の休憩又は宿泊に供するもの及び規則で定める公営宿泊施設を除く。）並びにこれに併設する施設で前条の目的に添うと認められるもの（以下「宿泊施設」という。）並びに当該宿泊施設の用に供する土地をいう（武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例（令和2年条例第25号）第3条第2項に規定する奨励措置の適用を受けた宿泊施設（同一の営業許可を受けている施設が他にある場合は、当該他の施設を含む。以下この号において同じ。）及び当該宿泊施設の用に供する土地を除く。）。
- (2) 整備 宿泊施設等の増設、改造、改修又は譲受けをいう。
- (3) 増設 市内に宿泊施設等を有する者が、雇用従業員の削減を行わず、新たに宿泊施設等を市内に設置し、又は現有の宿泊施設等を拡充することをいう。
- (4) 改造 既存の市内宿泊施設等の性能及び機能を向上させることをいう。
- (5) 改修 既存の市内宿泊施設等の性能及び機能を原状に回復させることをいう。

- (6) 譲受け 既存の市内宿泊施設等を譲り受けることをいう。
- (7) 整備費 整備による土地、建物及び償却資産の所有権の取得に要する費用並びに建物の建設に要する費用（土地の造成に要する費用を含む。）並びに建物及び償却資産の改造及び改修に要する費用をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市において既存の宿泊施設等の整備を行った者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 整備費の総額が100万円以上であること。
- (2) 補助金の交付の対象となるべき宿泊施設等を営業の用に供していること。
- (3) 宿泊施設に収容できる人員が10人以上であること。
- (4) 現に一般財団法人地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付事業の適用を受けていないこと。
- (5) 市税及びその他の納付義務を完全に履行していること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、整備費（他の補助金等の支給がある場合は、当該補助金等の額を控除した額）の3分の1以内の額とし、2,000万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定による補助金の額の算定は、同一の営業許可を受けている宿泊施設等を単位として行うものとする。

（整備計画の認定申請）

第5条 補助対象者は、第7条の規定による補助金の交付申請を行うに当たり、整備計画認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（整備計画の認定）

第6条 市長は、前条の整備計画認定申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、整備計画認定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定により整備計画の認定を受けた補助対象者で補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するもの

とする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

- (1) 法令、規則及びこの告示の規定を遵守すること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該補助金の交付決定を受けた日から5年間保存すること。
- (3) 当該補助金の交付決定を受けた者は、当該決定に係る土地、建物及び償却資産（以下「固定資産」という。）を、当該固定資産を営業の用に供した日から5年を経過する日までの間は、市長の承認を受けないで、当該補助金の適用の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りでない。

（交付請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者で、補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第10条 整備計画認定申請書、交付申請書又は交付請求書の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請事項変更届（様式第6号）
- (2) 事業廃止（休止）届（様式第7号）
- (3) 事業承継届（様式第8号）

（補助金に係る実績報告及び確定通知）

第11条 補助金に係る交付申請書は当該補助金に係る実績報告書と、当該補助金に係る決定通知書は当該補助金に係る確定通知書と兼ねることができる。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第8条の規定により交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 整備計画認定申請書、交付申請書又は交付請求書の内容に虚偽の記載があったとき。

(3) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第13条 補助金の交付に関する手続においては、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含めないものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。